

MHM Asian Legal Insights

第 128 号 (2021 年 8 月号)

森・濱田松本法律事務所 アジアプラクティスグループ
(編集責任者: 弁護士 武川 丈士、弁護士 小松 岳志)

今月のトピック

- 1. インドネシア : [BKPM 規則 2021 年 4 号の施行及び新 OSS の導入](#)
- 2. マレーシア : [国家回復計画 \(NRP\) の制定とその見直し](#)
- 3. シンガポール : [オンラインゲームへの規制を目的とした賭博法制の改正案](#)
- 4. タイ : [民事裁判期日の電子的開催](#)
- 5. フィリピン : [会社内の紛争に関する仲裁合意のガイドライン案](#)
- 6. ミャンマー : [①: SAC による暫定政府の発足](#)
[②: SAC の 2021 年 8 月 1 日付け各 Order による省庁の再編](#)
[③: CBM の最近の動向](#)

今月のコラム [ーベトナムのソーシャルメディア事情ー](#)

はじめに

このたび、森・濱田松本法律事務所アジアプラクティスグループでは、東南・南アジア各国のリーガルニュースを集めたニュースレター、MHM Asian Legal Insights 第 128 号 (2021 年 8 月号) を作成いたしました。今後の皆様の東南・南アジアにおける業務展開の一助となれば幸いに存じます。

1. インドネシア : BKPM 規則 2021 年 4 号の施行及び新 OSS の導入

(1) BKPM 規則 2021 年 4 号の施行

インドネシアでは、2021 年 2 月 2 日付けで施行されたリスクベース事業許認可実施に関する政令 2021 年 5 号 (「本政令」) の細則として、同年 6 月 2 日より、リスクベース事業許認可及び投資ファシリティに関するガイドライン及び手続に関する投資調整庁 (「BKPM」) 規則 2021 年 4 号 (「本規則」) が施行されています。本規則では、リスクベース事業許認可の発行に関する手続や最低資本金額及び最低投資総額に関する要件等が定められています。

以下のとおり、本規則の要点を簡単にご紹介します。

(a) 最低資本金額の引上げ

本規則により、外資企業 (「PMA 会社」) を対象とする最低資本金額が、従前の 25 億ルピア (現在の為替レートで約 1,920 万円) から 100 億ルピア (現在の為替レ

MHM Asian Legal Insights

ートで約 7,680 万円)へと 4 倍に引き上げられています。当該最低資本金額要件は、会社設立時に満たす必要があると考えられています。

本規則上、当該最低資本金額要件が既存の PMA 会社に対しても遡って適用されるかは明記されていません。遡及適用される場合は、その旨法令で明示的に規定されることが一般的であることから、既存の PMA 会社に対しては適用されないと整理することが合理的なように思われます。もっとも、今後の実務運用も注視する必要があります。

(b) 最低投資総額について

本規則上、PMA 会社は、原則、最低投資総額として 5 桁のインドネシア標準産業分類番号(「KBLI 番号」)ごとに 100 億ルピア(現在の為替レートで約 7,680 万円)を満たす必要があるとされています(例えば、同一企業において 2 つの KBLI 番号に該当する事業を行っている場合には、原則として 200 億ルピア(現在の為替レートで約 1 億 5,400 万円)の最低投資総額を満たす必要があります。)。また、投資総額の算定に際しては、原則として、土地・建物への投資額を投資総額に含めることは認められていません。これらの点は従前からの変更はありません。

また、本政令では、卸売業、飲食業、建設サービス業、製造業に関してそれぞれ最低投資総額要件に関する例外規定が定められていたところ(詳細は本レター第 12 4 号(2021 年 4 月号)をご参照ください。)、本規則により、新たに一部の不動産業(複合住宅開発事業)を営む PMA 会社に対しては、保有する土地・建物への投資額を投資総額に含めることができる旨の例外が追加されています。

さらに、これまで上記最低投資総額は、事業許認可取得後 1 年以内に満たさなければならないとされていたところ、本規則上、1 年の期間制限については削除されています。削除の理由は本規則の条文上必ずしも明らかではないですが、最低投資総額の実現までに 1 年以上の期間が認められる可能性もあり得るように思われます。

(2) 新 OSS システムの導入

従前、事業許認可の取得手続は、事業許認可統合電子サービス(許認可発行のプラットフォーム)である OSS(Online Single Submission) ver1.1(「旧 OSS」)上で行われていましたが、本政令によるリスクベース事業許認可制度の導入に伴い、同制度を前提とした新 OSS が導入されることになりました。

新 OSS については、その運用開始が待たれていたところ、これまで複数回にわたり運用開始の延期がなされていました。しかし、今般、2021 年 8 月 9 日に正式に運用が開始されています。BKPM によれば、旧 OSS のアクセス権を有していた企業は、旧 OSS のユーザー名及びパスワードで新 OSS にもアクセスすることが可能とのこと です。

なお、本政令では、インドネシアの全 KBLI 番号に対応する 1,702 事業のうち 1,34

MHM Asian Legal Insights

9事業についてのみ、そのリスクレベル・許認可取得要件等が規定されていたところ、それらについては既に新 OSS のシステム上でも確認出来るようになっているようです。他方で、本政令での規定が漏れていたとされる残りの 353 事業（353 個の KBLI 番号）については、2021 年 8 月末日までに別途細則等によって各リスクレベル・許認可取得要件等が規定され、その後、新 OSS のシステム上に反映される予定であることが公表されています。

（ご参考）

本レター第 124 号（2021 年 4 月号）

<https://www.mhmjapan.com/content/files/00047945/20210420-125710.pdf>

弁護士 竹内 哲
☎ +65-6593-9755（シンガポール）
✉ tetsu.takeuchi@mhm-global.com

弁護士 花村 大祐
☎ +65-6593-9466（シンガポール）
✉ daisuke.hanamura@mhm-global.com

弁護士 シャハブ 咲季
☎ 03-6212-8389（東京）
✉ zaki.shahab@mhm-global.com

2. マレーシア：国家回復計画（NRP）の制定とその見直し

2021 年 6 月 15 日、マレーシアのムヒディン首相（当時）は、COVID-19 の感染拡大の改善状況に応じた経済・社会活動制限の緩和に向けた国家回復計画（National Recovery Plan：「NRP」）を公表しました。NRP 施行のための規則は 2021 年 7 月 4 日に制定され、7 月 5 日から効力を生じています。

NRP は 4 つのフェーズから成り、各フェーズは以下のような内容となっています。

- フェーズ 1：移動制限令のもとでの経済・社会活動制限が基本的には維持され、食品製造業、医薬サービス業といった一定の業種以外は操業を制限される。州をまたいだ移動は禁じられ、州政府が設定した地域境界をまたいだ移動も禁じられる。
- フェーズ 2：操業を認められる業種が一定程度拡張され、自動車産業、鉄鋼業等も含まれるようになる。州や地域境界をまたいだ移動も、試験のための学生・教師の移動など一定の場合に限り例外が認められる。
- フェーズ 3：ハイリスクな一定の業種（スパ等）を除いて経済活動が認められる。州をまたいだ移動は原則禁止のままであるが、州内の地域境界をまたいだ移動は認められる。
- フェーズ 4：ほぼ全ての業種について経済活動が認められ、州や地域境界をまたいだ移動も認められる。

MHM Asian Legal Insights

NRP における各フェーズ間の移行については、1 日当たりの新規感染者数、ICU の利用状況、ワクチン 2 回接種済人口の比率という観点から定められた一定の基準を満たす場合に行われるとされています。当初は 1 日当たりの新規感染者数が 4,000 人を下回り、ICU 利用率が危機的状況を脱し、ワクチン 2 回接種済人口が 10%以上となった州についてはフェーズ 2 に移行できるとしていました。しかし、ワクチン接種の進展などを踏まえて、2021 年 8 月 7 日に NRP 調整担当大臣は各フェーズ間の移行条件（感染者数に関するもの）を見直しています（ICU 及びワクチン 2 回接種済人口に関する基準に変更はありません。）。これにより、フェーズ 1 から 2 に移行するための感染者数の基準は、「カテゴリー 3（肺炎を発症している患者）、カテゴリー 4（酸素吸入が必要となる患者）及びカテゴリー 5（重篤な状態にあり呼吸補助換気が必要な患者）に該当する 1 日当たりの新規感染者数が 2,000 人を下回り、人口 10 万人当たりの当該新規感染者数が 6.1 人を下回ること」と変更となっています。

NRP については、マレーシアの COVID-19 感染拡大の実情を踏まえた制度の変更が頻繁に行われており、今後も注視が必要と考えられます。

弁護士 田中 亜樹
☎ 03-6266-8919（東京）
✉ aki.tanaka@mhm-global.com

3. シンガポール：オンラインゲームへの規制を目的とした賭博法制の改正案

2021 年 7 月 12 日、シンガポール内務省（Ministry of Home Affairs）は、賭博法制の改正案（「本改正案」）に関するパブリックコメント手続を開始しました。世界各国ではオンラインゲームにおける賭博的な要素を踏まえ、これに対する法規制の要否が議論されていますが、シンガポールにおいても、巷のオンラインゲームに見られる射幸的な要素に一定の規制を課すことを本改正案提出の目的の 1 つとしています。

現在はまだ法案の段階であり、今後国会で決議されるまでに規制の内容が修正される可能性はありますが、本ニュースレターではパブリックコメントに付された本改正案のうち、オンラインゲームへの規制に関する概要を紹介します。

(1) 規制の背景

今日では様々な家庭用ゲームがオンライン化しており、一昔前のオフラインのゲームに比べると遊戯性・娯楽性が大きく向上しました。もっとも、オンライン化により様々な問題が生じているとも言われています。

そのうちの 1 つはルートボックス（ゲーム上で入手できる仮想の宝箱で、その中に

MHM Asian Legal Insights

ランダムでゲーム上のアイテムが入っているというもの。日本でいうところの「ガチャ」に近い。)です。ルートボックスにどのようなアイテムが入っているかはこれを開けるまでわからないため、射幸的な要素があることは否めません。そのため、レアアイテムを手に入れるため、大金を費やすような事例が出てきました。

さらに、これに関連してリアルマネートレードの問題も生じています。リアルマネートレードとは、プレイヤー同士がゲーム外でゲームアイテム等を法定通貨で売買することを言いますが、一部のゲームではいわゆるレアアイテムの価格が高騰し、10万米ドル(現在の為替レートで約1,094万円)以上の価格で取引された事例もあるようです。このようにゲーム内でのレアアイテムの価値が上がるとレアアイテムが資産のように扱われるようになり、これを賭け金の代わりとしてプロゲームプレイヤー同士の試合結果等を当てる賭博が行われるようになりました。このような賭博はスキン賭博と呼ばれることがあります(「スキン」とはゲームプレイヤーや装備品の外見を変えるためのアイテムです。スキンによってゲーム上のプレイヤーの能力や装備品の性能は変わらないものの、一部のゲームの希少性の高いスキンには人気が集まり、これを賭けて賭博が行われることが多いため、スキン賭博と呼ばれているようです。)

このように、オンラインゲームには射幸性や賭博的な要素があるにもかかわらず、現在のシンガポールの賭博法制の下では、ゲーム内の仮想のアイテムを現金化する仕組み(仮想のアイテムを現金又は現金に交換可能な物品に変換する仕組み)がゲーム中に存在しない限り、仮想アイテムを対象とする偶然のゲーム(game of chance)は賭博と考えられていません。そこで、本改正案では仮想アイテムを対象とした一定の偶然のゲームを規制することが企図されています。

(2) 改正案の内容

以上で述べたオンラインゲームの問題を踏まえた今回の賭博法制の改正案の内容は以下のとおりです。

- (a) プレイが有料であるゲームで、仮想アイテムを現金化する仕組みがゲーム中に存在しないものについては、移転可能な仮想アイテムは、ゲームの開発者によって意図されたプレイ及び娯楽の範囲内で保持されなければならない。
- (b) プレイヤーが他のゲーム内の仮想アイテムをカジノゲームやプレイヤー同士の試合の結果に対する賭け金の代わりとして使用することができるスキン賭博等のウェブサイトは禁止とする。

このように、今回の改正案が規制の対象としようとしているのはリアルマネートレードやスキン賭博のような行為であり、ルートボックス自体には法令上の規制を課すものではありません。シンガポールの実務家の中には、これはルートボックスの提供については業界の自主規制に委ねるのが適切であると考えていることの表れである

MHM Asian Legal Insights

と考える向きもあるようです。

この点について、日本においては、ガチャの中でもいわゆるコンプガチャ（有料ガチャによって絵柄の付いたアイテム等を販売し、異なる絵柄の特定の組合せを集めた利用者に対し、特別のアイテム等を提供するというもの）についてのみ、景品表示法により規制されるという見解が消費者庁から示されているのみであり（「オンラインゲームの『コンプガチャ』と景品表示法の景品規制について」（平成24年5月18日消費者庁））、ガチャに関するその他の規制は業界団体の自主規制に委ねられています。例えば、業界団体の1つである一般社団法人コンピュータエンターテインメント協会（CESA）は、そのガイドラインにおいて、全ガチャアイテムの提供割合を表示すること、このような表示をしない場合でもいずれかのガチャアイテムを取得するまでの推定金額が一定の金額を超える場合にはその推定金額を記載すること等を定めています。

シンガポールにおいても、本改正案が成立した場合には、業界団体においてルートボックスの当選確率の表示等についてガイドラインを設ける可能性があります。

今日では、オンラインゲームはグローバルな娯楽となっていますが、技術の進歩に伴い生じる弊害に対処するための法規制がどの国でも後追いになっている分野とも言えます。今回のシンガポールにおける賭博法制の改正へと向けた動きは、オンラインゲームに必要な法規制をするという世界の潮流に則したものとも考えられ注目されるどころです。

※当事務所は、シンガポールにおいて外国法律事務を行う資格を有しています。シンガポール法に関するアドバイスをご依頼いただく場合、必要に応じて、資格を有するシンガポール法事務所と協働して対応させていただきます。

弁護士 小松 岳志

☎ +65-6593-9753（シンガポール）

✉ takeshi.komatsu@mhm-global.com

弁護士 細川 怜嗣

☎ +65-6593-9467（シンガポール）

✉ reiji.hosokawa@mhm-global.com

パラリーガル 有馬 潤

☎ +65-6593-9750（シンガポール）

✉ megumi.arima@mhm-global.com

弁護士 川村 隆太郎

☎ +65-6593-9754（シンガポール）

✉ ryutaro.kawamura@mhm-global.com

弁護士 内田 義隆

☎ +65-6593-9463（シンガポール）

✉ yoshitaka.uchida@mhm-global.com

4. タイ：民事裁判期日の電子的開催

タイでは、COVID-19の感染拡大によって生じている民事裁判手続の大幅な期日延期による遅延の解消を図るため、民事裁判期日の電子的開催に関する複数の通達（「旧通

MHM Asian Legal Insights

達」)が公表されてきましたが、これらの通達は、その適用対象となる手続類型が限定され、また具体的な手続の実施方法についても不透明な部分が存在していました。

2021年7月20日、タイ司法裁判所事務局(The Office of the Judiciary)は、従前の通達をいずれも取り消し、新たに民事裁判期日の電子的開催方法に関する規律を一本化した通達(「新通達」)を公表しました。本稿では、新通達の規定内容について概説します。

(1) 適用範囲

旧通達の下では、電子的方法によって期日を開催することに支障がないと考えられる民事裁判手続(例えば、相続財産管理人の選任や失踪宣告に関する聴聞手続等)については期日の電子的開催が可能となっていました。手続の実施方法について詳細かつ統一的な規定を欠いていたため、双方当事人対立型の通常の民事訴訟手続に関しては電子的開催が事実上利用できない可能性がありました。

一方、新通達においては、あらゆる種類の民事裁判手続が電子的開催の適用対象となる旨が明記されており、以下のとおり開催方法についても統一的な規定を設けているため、双方当事人対立型の通常の民事訴訟手続についても期日の電子的開催が可能となることが期待されます。

(2) 手続

新通達上、民事裁判期日を電子的方法によって開催する場合には、(a)Google Meet、(b)Cisco Webex 又は(c)Zoom のいずれかのアプリケーションを使用することとされています。もっとも、比較的単純な事件の聴聞・尋問手続については安定した音声及び映像通話を提供するその他のアプリケーションも利用が認められています。

電子開催の場合、裁判記録は電子的に作成され、電子署名の形で署名が行われることとなりますが、当該電子署名の利用に際してはタイ司法省が定めるシステムへの事前登録が必要となります。

書証の提出及び保管も電子的方法によって行われますが、裁判所は、当該書証の原本の確認が必要と考えた場合、原本を追って提示することを当事者に命じることができます。また、期日においては、裁判所及び相手方当事者に書証を確認させる目的で、書証を、電子会議システムの画面共有機能、あるいはカメラを用いて電子会議システムの映像に映写することによって提示することも可能です。

期日に証人による証言が行われた場合、裁判所は、当該証言をまとめた調書を作成し、関係当事者の前で読み上げた後、スクリーン上で関係当事者に当該調書を確認する機会を付与することとされています。調書の内容に問題がない場合、関係当事者は調書に電子署名を行うこととなります。

MHM Asian Legal Insights

日本においても裁判の電子化に関する試みが行われていますが、タイにおいても民事裁判期日の電子的開催が実務上定着するか、今後の動向を注視する必要があります。

弁護士 二見 英知

☎ +66-2-009-5167 (バンコク)

✉ hidetomo.futami@mhm-global.com

弁護士 岩澤 祐輔

☎ +66-2-009-5169 (バンコク)

✉ yusuke.iwasawa@mhm-global.com

5. フィリピン：会社内の紛争に関する仲裁合意のガイドライン案

2021年6月23日、フィリピン証券取引委員会（Philippine Securities and Exchange Commission）は、会社内の紛争に関する仲裁合意のガイドライン案（「本ガイドライン案」）を公表しました。2019年に施行された改正会社法181条は、会社内の紛争に関する仲裁合意を基本定款（Articles of Incorporation）又は附属定款（Bylaws）に任意に規定できる旨を定めており、本ガイドライン案は同条に関するガイドラインとなります。本ガイドライン案の概要は以下のとおりです。

(1) 会社内の紛争の定義

本ガイドライン案の対象となる会社内の紛争（Intra-Corporate Dispute）とは、会社、取締役、受託者（trustees）、オフィサー、株主又は社員（members）の権利義務に関するものであり、基本定款若しくは附属定款の実行又は会社内の関係より生じる紛争をいいます（ただし、犯罪や第三者の利益が関係するものは除外されます。）。

このような会社内の紛争に関する仲裁合意が、基本定款若しくは附属定款に規定されている場合、又は別途合意された場合、当該紛争は仲裁により解決されます。仲裁裁判所は、改正会社法及び本ガイドライン案と矛盾しない範囲でADR法（Alternative Dispute Resolution Act of 2004）が定める権限を有し、暫定的措置（interim measures）を出すこともできます。

(2) 本ガイドライン案の対象となる仲裁合意

本ガイドライン案は、以下の事項を定めている仲裁合意を対象としております。

- (a) フィリピンを仲裁地とすること（ただし、仲裁地が規定されていない場合は、仲裁地はフィリピンと推定される）
- (b) 仲裁人の人数
- (c) 仲裁人を選任する独立した第三者
- (d) 仲裁人の選任手続

MHM Asian Legal Insights

(e) 独立した第三者が仲裁人を選任するための期間

(3) フィリピン証券取引委員会による仲裁人の選任

本ガイドライン案の対象となる仲裁合意については、独立した第三者が仲裁合意に定められた期間や手続に従って仲裁人を選任しない場合、当事者は、フィリピン証券取引委員会に対して仲裁人を選任するよう求めることができます。

その場合、フィリピン証券取引委員会は、紛争の性質、当事者の性質や国籍、仲裁人候補者の独立性・中立性、当事者の意見等を考慮の上、仲裁人を決定します。なお、仲裁人は、フィリピン証券取引委員会、ADR Office（Offices for Alternative Dispute resolution）から、又はこれらにより認定された機関より認定された者から選任されます。

なお、本ガイドライン案は、7月8日までパブリックコメントが実施されており、今後パブリックコメントの結果を踏まえた最終案が公表される予定です。

専門性の高い仲裁人のもとで非公開の手続で実施される仲裁は、日系企業にとって裁判よりも望ましいケースがあり得ることから、今後、フィリピンにグループ会社を有する日系企業が本ガイドライン案の施行後に定款を変更して仲裁合意を規定するケースが出てくることも予想されます。

弁護士 園田 観希央

☎ 052-446-8651（名古屋）

☎ 03-6266-8595（東京）

✉ mikio.sonoda@mhm-global.com

6. ミャンマー

①： SAC による暫定政府の発足

国家緊急事態宣言後に組織されたミャンマーの国家行政評議会（State Administration Council：「SAC」）は、2021年8月1日付け Order 第152/第2021号において、暫定政府（Provisional Government）の発足を発表しました。暫定政府は、SACのManagement Committeeを改組するものですが、その構成員について変更はなく、SACのManagement CommitteeのChairmanであったミン・アウン・フライン国軍最高司令官が同政府の首相に就任しています。そのため、実質的な権限の所在に変更はなく、暫定政府の移行による特段の影響はないと考えられます。

MHM Asian Legal Insights

②： SAC の 2021 年 8 月 1 日付け各 Order による省庁の再編

国家緊急事態宣言後の省庁再編の状況については、本レター第 125 号（2021 年 5 月号）及び第 127 号（2021 年 7 月号）においてお伝えしたとおりです。これらの省庁再編に続き、SAC は、2021 年 8 月 1 日付け Order 第 149 号から第 151 号において、下表のとおり新たな省庁再編を公表しました。

再編前	再編後
連邦政府省 (Ministry of the Union Government Office)	第 1 連邦政府省 (Ministry of the Union Government Office (1))
	第 2 連邦政府省 (Ministry of the Union Government Office (2))
労働・移民・人口省 (Ministry of Labour, Immigration and Population)	労働省 (Ministry of Labour)
	移民・人口省 (Ministry of Immigration and Population)
保健・スポーツ省 (Ministry of Health and Sports)	保健省 (Ministry of Health)
	スポーツ・青年省 (Ministry of Sports and Youth Affairs)

（ご参考）

本レター第 125 号（2021 年 5 月号）

<https://www.mhmjapan.com/content/files/00048126/20210520-111356.pdf>

本レター第 127 号（2021 年 7 月号）

<https://www.mhmjapan.com/content/files/00049679/20210721-024020.pdf>

③： CBM の最近の動向

ミャンマー中央銀行（Central Bank of Myanmar : 「CBM」）は、2021 年 8 月 2 日付け Letter 第 4/2021 号（「本レター」）において、現地銀行における外国人の登用に関する規制を公表しました。本レターでは、外国人従業員の雇用時において CBM の事前承認を取得することが義務付けられているほか、銀行の規模に応じた外国人従業員の人数制限や、CEO、部門長等の一定の重要なポストへの就任に関する規制が定められているなど、外国人の登用について幅広く規制をかける内容となっています。本レターが外国銀行の支店に適用されるかについては慎重な検討が必要と思われます。銀行部門における

MHM Asian Legal Insights

外国人の関与について CBM が介入する方向での規制強化の動きとして注目に値します。

また、現地報道によれば、CBM は、今年 2 月以降の対米ドル為替レートにおける急激なチャート安の進行を受け、8 月上旬、現地銀行に対し、為替レートを管理相場制へ移行する旨の通達を行ったとのことです。上記通達の詳細は明らかになっていませんが、今後は、CBM による直近の市場介入時の為替レートが CBM による参考レートとして公表されるようです。仮にこれが事実だとすれば、市場の実勢と乖離した参考レートが CBM により設定される可能性があり、為替取引に支障が生じることが懸念されることから、今後の動向を注視する必要があるようです。

弁護士 武川 丈士

☎ +95-1-9253652 (ヤンゴン)

☎ +65-6593-9752 (シンガポール)

✉ takeshi.mukawa@mhm-global.com

弁護士 井上 淳

☎ +95-1-9253654 (ヤンゴン)

✉ atsushi.inoue@mhm-global.com

弁護士 眞鍋 佳奈

☎ +95-1-9253653 (ヤンゴン)

☎ +65-6593-9762 (シンガポール)

✉ kana.manabe@mhm-global.com

弁護士 石塚 司

☎ +95-1-9253650 (ヤンゴン)

✉ tsukasa.ishizuka@mhm-global.com

MHM Asian Legal Insights

今月のコラムーベトナムのソーシャルメディア事情ー

Datareportal 社発表のデータによれば、ベトナムでは、2021 年 1 月現在、人口（9,775 万人）の約 73.7%に相当する 7,200 万人がソーシャルメディアを利用しており、利用時間は 1 人 1 日当たり平均して 2 時間 20 分以上とされています。また、ベトナムで最も利用されているソーシャルネットワークは YouTube であり、ソーシャルメディア利用者の約 92%が利用しているとされています。ベトナムにも多くの人気 YouTuber が存在しており、その中には、ベトナム生活を日本語で配信して収益を得ているベトナム在住の日本人 YouTuber も含まれています。



このような状況の中、インターネットサービス及びオンライン情報の管理・提供・使用に関する Decree No.72/2013/BD-CP（Decree No.27/2018/ND-CP による改正後のもの）を更に改正する政令案が 2021 年 7 月 5 日に公布され、同年 9 月 5 日までパブリックコメントに付されています。同政令案では、情報通信省（Ministry of Information and Communications）によってライセンスを付与されたソーシャルネットワークでなければライブ配信又はその他収益を生み出すサービスを提供することが認められず、また、1 万人以上の登録者を有する国内ソーシャルネットワーク又はベトナム国内向けに国境を越えたサービスを提供する海外ソーシャルネットワークのアカウント・チャンネル保有者については所定の書式により情報通信省に通知を行わなければならない（登録者が 1 万人未満であればライブ配信又はその他収益を生み出すサービスを提供したい場合のみ通知が必要）とされるなど、ソーシャルネットワークへの規制強化が提案されており、今後の動向が注目されます。

ちなみに、YouTube 分析データを提供している Noxinfluencer のウェブサイトによれば、同年 8 月 10 日現在、ベトナムで最も登録者数の多い YouTube のチャンネルは POPS KIDS というベトナム語の子ども向け教育番組で、登録者数は 1,370 万、合計視聴回数は 40.97 億回に上ります。そのほか、音楽やエンターテインメントが人気のコンテンツチャンネルのようです。筆者は個人的に、ベトナムのローカルフードを紹介しているチャンネルをよく視聴しています。ベトナムは、同年 4 月末より新型コロナウイルス流行の第 4 波に入り、とくにホーチミン市では厳しいロックダウンが続いています。外食はもちろん、外出もままならない状況ですが、街に活気が戻り、YouTube で紹介されている美味しそうなベトナム料理を食べに行ける日が待ち遠しいです。

（弁護士 川上 愛）

MHM Asian Legal Insights

セミナー・文献情報

- セミナー 『【オンライン】グローバル個人データ越境移転規制への対応実務』
視聴期間 2021 年 8 月 24 日（火）14:00～17:00
講師 田中 浩之
主催 一般社団法人企業研究会

- 論文 「Global rules on foreign direct investment - Japan Chapter」
掲載誌 Global rules on foreign direct investment
著者 佐藤 典仁、立川 聡（共著）

- 論文 「通商法の「最高裁」での 3 年間～国際法分野で法の支配を実現する醍醐味～」
掲載誌 自由と正義 Vol.72 No.7
著者 宮岡 邦生

- 論文 「The International Comparative Legal Guide to: Data Protection 2021 - Thailand Chapter」
掲載誌 The International Comparative Legal Guide to: Data Protection 2021
著者 岡田 淳、プラーナット・ラオハパイロート

- 論文 「国際契約法務の要点——FIDIC を題材として 第 11 回～第 17 回」
掲載誌 商事法務ポータル SH3638、3648、3654、3659、3664、3670、3678
著者 関戸 麦、高橋 茜莉（共著）

- 論文 「いわゆる「ターゲットダンピング」について～WTO 協定解釈の到達点と限界～」
掲載誌 RIETI Discussion Paper Series 21-J-034
著者 宮岡 邦生

- 論文 「Privacy Laws & Digital Advertising: Multi-jurisdictional Overview and Implications - CJPP Japan Data Guidance」
関連サイト [Interactive Advertising Bureau](#)
著者 田中 浩之

MHM Asian Legal Insights

NEWS

- IFLR1000's 31st edition にて高い評価を得ました

IFLR1000's 31st edition において、当事務所と当事務所のバンコクオフィス及びヤンゴンオフィスが以下の分野で高い評価を得ました。

分野

JAPAN

Tier 1

Project development

THAILAND (Chandler MHM Limited)

Tier 1

Project development

MYANMAR (Myanmar Legal MHM)

Tier2

Financial and corporate

Tier 3

Project development

- 関戸 麦 弁護士が日本仲裁人協会 国際仲裁・ADR 委員会共同委員長に就任しました

- Asia Business Law Journal にて当事務所の 13 名の弁護士が Japan' s Top 100 Lawyers 2021 に選ばれました

Asia Business Law Journal 誌において同誌の独自調査により、当事務所の以下 13 名の弁護士が Japan's top 100 lawyers に選ばれました。

佐藤 正謙: Structured Finance; Real Estate; Project Finance; Infrastructure & Energy; M&A; Private Equity

三浦 健: Finance; Regulatory; Regulated Transactions; Infrastructure & Energy; Private Equity

藤原 総一郎: Bankruptcy & Restructuring; M&A; Corporate Governance; Corporate & Commercial Disputes

棚橋 元: M&A; Private Equity; Venture Capital; Corporate Governance; Information Technology

高谷 知佐子: Labour & Employment; Litigation; M&A

石綿 学: M&A; Private Equity; Corporate Governance; Risk Management;

MHM Asian Legal Insights

Securities

大石 篤史: M&A; Taxation; Wealth Management

小澤 絵里子: Real Estate; Banking & Finance; Structured Finance; Investment Funds

小林 卓泰: Banking & Finance; Power & Energy; Project Finance; Securitisation & Structured Finance

鈴木 克昌: Capital Markets; Inbound Investment; Litigation; M&A; Technology, Media and Telecommunications

尾本 太郎: Aviation; Banking & Finance; Capital Markets; Corporate & Commercial; Real Estate

江平 享: Banking & Finance; Capital Markets; Compliance; Private Equity, Venture Capital & Funds; Securitisation & Structured Finance

大西 信治: Capital Markets; Inbound Investment; Outbound Investment; Investment Funds

(当事務所に関するお問い合わせ)

森・濱田松本法律事務所 広報担当

mhm_info@mhm-global.com

03-6212-8330

www.mhmjapan.com